

古賀市花いっぱい運動事業補助金交付要綱

(平成21年3月12日古賀市告示第23号)

(目的)

第1条 この要綱は、花いっぱい運動事業を実施する団体に対し古賀市花いっぱい運動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより、市内における景観の美化及び住民の交流を図り、もって潤いある良好な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において花いっぱい運動事業とは、市内において花苗、種子、球根、草花、花木等による花壇の設置及び維持管理を行う事業で前条の目的の達成に寄与すると市長が認めたものをいう。

2 前項の事業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 花壇を設置する場所が沿道、駅前、公園、集会所その他の公共の用に供される場所又はその周辺であること。

(2) 花壇を設置する土地の所有者又は管理者が事業の実施について承諾していること。

(3) 1年のうち開花している期間が通算して6月以上であるよう維持管理がなされること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、行政区、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定するものをいう。）、老人クラブ連合会その他の市内を活動の拠点とする団体で、第1条の目的の達成に寄与すると市長が認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 花苗、種子、球根、花草及び花木の購入費
- (2) プランターその他の機材の購入費
- (3) 消毒に係る経費
- (4) 花壇の整備に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一団体につき8万円を上限とし、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金の交付手続)

第6条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、古賀市補助金交付規則（昭和46年規則第2号。以下「規則」という。）の規定を適用する。

- 2 補助金の交付決定を受けた団体は、その事業を変更しようとするときは、速やかに市長に届け、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金を交付された年度の3月31日までに、規則第13条に定める実績報告を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。